

南豊田病院 院内感染対策指針

平成 29 年 1 月 1 日制定

I 院内感染対策に関する基本的な考え方

南豊田病院は、良質で安全な医療を提供することを使命とする病院である。院内感染を未然に防止すると共に、ひとたび感染症が発生した際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定して、これを制圧・終息させることが重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療を提供できるように本指針を作成する。

II 院内感染対策に関する管理組織機構

(1) 院内感染対策委員会

病院長を議長とし、関係各部門責任者を構成員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月 1 回定期的に会議を行い、次に掲げる審議事項を審議する。

また、緊急時は臨時会議を開催する。

【院内感染対策委員会 審議事項】

- ① 院内感染対策の検討・推進
- ② 院内感染防止の対応及び原因究明
- ③ 院内感染等の情報収集及び分析
- ④ 院内感染防止等に関する職員の教育・研修
- ⑤ その他院内感染対策に関する事項

(2) 院内感染対策臨時委員会

病院長、院内感染対策小委員会委員長及び委員、事務長、看護部長はじめ各病棟責任者、等で構成され、重大な院内感染事例が発生した場合に必要な迅速な対応をとるために開催される。

【院内感染対策臨時委員会が開催される場合】

- ① 院内感染アウトブレイクが発生して、緊急な対応が必要となった場合
- ② 院内感染対策マニュアルに対応が定められていない院内感染が発生し、緊急な対応が必要となった場合
- ③ その他、病院長が必要であると認めた場合

(3) 院内感染対策小委員会

院内感染等の発生防止に関する業務を行う。院内感染対策小委員会構成員は医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師、事務職員等で構成され、院内感染発生防止のための調査・研究及び対策の確立に関し、迅速かつ機動的に活動を行う小集団(実働集団)である。院内感染対策小委員会は毎月 1 回定期的に会議を行い、それぞれの職種の専門性を生かし、協力しながら組織横断的に活動を行う。また、緊急時は臨時会議を開催する。

【感染対策小委員会の業務】

- ① 院内感染対策マニュアルの作成
- ② 感染症関連資料(抗菌薬や消毒薬、各種ガイドライン、感染防止用医療器具の情報等)
- ③ 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析、及び評価と効果的な感染対策の立案
- ④ アウトブレイクや針刺し事故等の対策

- ⑤ 各種ワクチンの接種等
- ⑥ 感染に関する各種コンサルテーション業務
- ⑦ 院内感染防止の教育
- ⑧ 抗菌剤の適正使用の推進
- ⑨ 各種専門委員会との連絡調整
- ⑩ その他院内感染の発生防止に関する事項
- ⑪ 院内感染事項の把握とその対策の指導
- ⑫ 院内感染防止対策の実施状況の把握とその対策の指導
- ⑬ 各病棟・関係部署へ感染対策に関わる巡回を年 1 回行いその実施記録の保管

III 職員研修に関する基本方針

- ① 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。
- ② 職員研修は、就職時のオリエンテーションのほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年 2 回開催される院内発表にて全職員を対象に行う。
- ③ 職員研修の実施内容(院内発表の開催日時、出席者、研修項目等は院内発表委員会にて管理)又、外部研修に参加した場合はその参加実績(受講日時、研修項目等)等を記録・保存する。

IV 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

- ① MRSA などの耐性菌のサーベイランス
- ② 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる各種感染症のサーベイランス
- ③ 外来・入院病棟におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス迅速検査者数及び陽性者数のサーベイランス

V アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- ① 各種サーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- ② 検査課では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行って、臨床側へフィードバックする。
- ③ アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を感染対策小委員会委員長または病院長に報告する。対策臨時委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- ④ 報告の義務つけられている病気が特定させた場合には、速やかに保健所に報告する。

VI 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- ① 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。
- ② 本指針は、当院ホームページにおいて、患者又は家族が閲覧できるようにする。

VII その他院内感染対策の推進のための基本方針

- ① 職員は、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- ② 職員は、自らが院内感染源とならないように、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施する B 型肝炎、インフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- ③ 職員は、感染対策マニュアルに沿って、個人用防護具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用など、業務感染の防止に努める。

この指針は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する

感染対策委員会
(H.29.1 作成)

令和 2 年 4 月 1 日	確認
令和 3 年 4 月 1 日	確認
令和 4 年 4 月 1 日	確認
令和 5 年 4 月 1 日	確認
令和 6 年 4 月 1 日	確認
令和 7 年 4 月 1 日	確認
令和 8 年 4 月 1 日	改訂